

自動車の移転・抹消の 手続きはお済みですか？

自動車税種別割は、毎年4月1日（午前0時）現在で車検証に記載されている「所有者」又は「使用者」に課税されます。

例年、「所有していない自動車の納税通知書が届いた」、「納税通知書が届かない」などの問い合わせが多く寄せられています。

自動車の登録内容に異動（移転・変更・抹消）がある場合は、3月末までに福島運輸支局等で手続きを済ませましょう。

◆問い合わせ先

○登録手続きに関すること

ア いわきナンバー以外の場合

東北運輸局福島運輸支局登録部門

（福島市吉倉字吉田 54）☎(050)5540-2015

イ いわきナンバーの場合

東北運輸局福島運輸支局いわき自動車検査登録事務所

（いわき市内郷綴町舟場 1-135）☎(050)5540-2016

○自動車税種別割納税通知書の送付先変更などに関すること

福島県県南地方振興局県税部課税課

（白河市昭和町 269）☎(0248)23-1519